

見積参考資料

高知県

(金抜)

道路維持 第7号

高知県 高岡郡四万十町 窪川地区全域

窪川地区全域 舗装補修工事 実施設計書

作業区分 請負

完成期限 令和 8年 3月27日

工種区分

施工地域区分

令和 7年 6月 6日 積算単価適用

単価適用地区 須崎土木事務所 4地区(南東部地区)

- ・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な工事費の見積りのための一資料であり、請負契約を拘束するものではない。
- ・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
- ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて建設工事請負契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

工事概要	起工又は変更理由										
アスファルト舗装工 A=2500m ²											
<table border="0"> <tr> <td></td> <td>FROM</td> <td>TO</td> </tr> <tr> <td>図面番号</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>整理番号</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>		FROM	TO	図面番号	-	-	整理番号	-	-		
	FROM	TO									
図面番号	-	-									
整理番号	-	-									

特記仕様書

第1条 土木工事共通仕様書の適用

1 本工事の施工にあたっては、「高知県建設工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この限りではない。

第2条 環境物品等の調達推進（グリーン購入法）

1 本工事において「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「環境物品等の調達に関する基本方針及び調達方針」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものを使用することとする。

第3条 県内産資材の優先使用

1 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。

なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注1：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注2：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

第4条 生コンクリートの町内産資材の優先使用

1 本工事に使用する生コンクリートの資材は、品質が同等であれば町内産資材を優先して使用するものとする。

なお、町外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。また、検査時に町外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注1：町内産資材とは、四万十町内で産出した原材料を用いて、四万十町内で製造、

加工した資材、又は四万十町外で産出した原材料を用いて、四万十町内で製造、加工された資材をいう。

ただし、生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたものとする。

注2：町外産資材とは、町内産資材以外の資材をいう。

第5条 木製型枠の使用

1 木製型枠とは、杉、檜の間伐材等を板材に加工したものと残木を組み合わせで作成した型枠（以下「木製型枠」という。）をいう。また、一般型枠とは、鋼材または、合板で作成した型枠（以下「一般型枠」という。）をいう。

2 設計図書等に「木製型枠」と明示している構造物は、木製型枠を標準的に使用すること。ただし、止め型枠・バチ部への一般型枠の使用は可能とする。

3 高知県内産材を用いて木製型枠を製造する事業所は、高知県ホームページ (<https://www.pref.kochi.lg.jp/>) 林業振興・環境部木材産業振興課のページに掲載しているので参考をすること。

なお、県外産材で製作した木製型枠を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載し監督職員の確認を受けること。

4 木製型枠は、型枠の現場搬入時から型枠組立、型枠脱型までの施工期間中に現場で木製型枠であることの確認を受けなければならない。確認の方法については、県産材で製作した型枠及び県産材材料には製造者が証明（スタンプ等）を行っているため、その箇所を工事監督職員に提示することで確認とする。

5 木製型枠を使用できない理由があり、一般型枠を使用する場合も、その使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載すること。ただし、その場合は一般型枠への設計変更を行う。

6 受注者は、発注者が行う木製型枠に関する調査に協力しなければならない。

第6条 木材等を使用した公共土木施設の実績調査

1 本工事の受注者は、木材の利用の有無を問わず、「木材等を使用した公共土木施設の実績調査表」を作成し提出しなければならない。

なお、調査表の作成要領、提出は以下のとおりとする。

2 調査表の作成要領、提出について

(1) 調査様式（木材・木製型枠・木製看板を利用した公共土木工事実績調査表）を高知県ホームページ (<https://www.pref.kochi.lg.jp/>) 林業振興・環境部木材産業振興課のページから、ダウンロードする。

(2) 記載要領を参考に必要事項を調査様式に記入し、電子納品物に格納し提出する。

特記仕様書

なお、紙納品の場合は、工事管理資料とは別にCD-R等に納めて工事完成後7日以内に監督職員へ提出すること。

第7条 工事現場における県内産木材の木製品使用

1 受注者は、工事請負金額（消費税含む）が250万円以上の場合、「高知県産材利用推進方針」の行動計画に基づき、仮設備や保安施設等の工所用仮設に関する資材は以下の通り、木製品を使用しなければならない。

ただし、これらに関する経費は諸経費に含むものとする。

(1) ア～オの資材のうち、いずれかに必ず木製品を使用すること。

ア 掲示板（現場組織表、緊急連絡先など公衆に知らせるため設置するもの）

イ 工事看板（1ヶ所以上）

ウ バリケード（1品以上）

エ 木製クッションドラム（1品以上）

オ 交通安全管理等の標示板

ただし、供用中の道路に係る工事の施工に用いる交通安全管理用標示板の様式仕様等（形態、寸法、色彩ほか）は、「道路工事の安全施設設置要領（案）」（平成8年3月）に準拠すること。

(2) 上記1の資材を必要としない工事、委託業務については、その旨を施工計画書に記載し監督職員の確認を得ること。

その場合は、上記1以外の仮設備、保安施設等の工所用仮設資材で木製品をできるだけ1品以上使用すること

例：現場事務所の柵、机、靴箱、ベンチ等

注1：木製品とは、県内産木材で作成した製品または県内産木材の板材を受注者が加工したものとする。

注2：別工事で購入（加工）した木製品の使用も可とする。

注3：使用する木製品については、施工計画打ち合わせ時に監督職員に報告すること。

注4：県内産木材使用（納入）証明書は必要としないが、木製品の写真を工事写真に納めること。

第8条 個人情報の保護

1 受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

第9条 ダンプトラック等による過積載の防止

1 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

2 さし枠装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

3 過積載車両、さし枠装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

4 取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし枠装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

5 建設発生土の処理及び資材の購入等にあって、下請け業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

6 以上のことにつき受注者は、下請け業者を十分に指導すること。

第10条 軽油単価の適正な運用

1 本工事において、受注者もしくは受注者の下請業者等が使用する建設機械の動力源に使用する軽油において、軽油引取税の課税対象の免許証の交付及び承認がある場合は、すみやかに発注者に報告しなければならない。また、その場合、該当する建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

第11条 不正軽油の使用禁止

1 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。

注：不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けな
いで製造又は譲渡された次のものをいう。

① 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの

② 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの

③ 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）

2 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

第12条 中間検査の実施について

1 高知県建設工事検査要領第4条2項の規定により、次に定める工事は中間検査を実施するものとする。

(1) 中間検査対象範

ア 当初請負対象金額5,000万円以上の工事を原則とする。

イ 新工法、新材料等を使用した工事、又は特殊工事等の場合とする。

ウ 維持補修、除草、植栽管理等の単純工事は除くことができるものとする。

なお、検査回数及び時期については施工計画打合せ時に受発注者間で協議すること。

第13条 標示板の設置

特記仕様書

1 高知県建設工事共通仕様書第1編1-1-23施工管理に規定する標示板の設置にあたっては、本工事が「国土強靱化対策工事」である場合は、その旨を明示するものとする。掲示方法の詳細については、「防災・減災、国土強靱化のための加速化対策に係る標示施設の設置について」（令和3年6月23日付け3高技管第92号通知）等を参考とすること。なお、本工事が「国土強靱化対策工事」に該当するかは、施工計画打合せ等の際に監督職員に確認すること。

第14条 ウィークリー・スタンスについて

1 本工事は、計画的な工事の履行を確保しつつ、非効率なやり方の工事の環境等を改善し、より一層魅力のある仕事、現場の創造に努めることを目的としたウィークリー・スタンス対象工事である。なお、取組内容及び進め方は、ウィークリー・スタンス実施要領によるものとする。

（令和6年3月13日付け5高技管第406号「ウィークリー・スタンス実施要領の制定について」参照）

第15条 工事実績データ作成、登録

1 高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-5に基づき、受注者は工事請負金額500万円以上（単価契約の場合は登録不要）の全ての工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に受注・変更（工期、請負代金額、技術者）・完成・訂正時の工事実績データを登録しなければならない。

第16条 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出並びに建設発生土の搬出に係る事前確認及び受領書について

1 受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m³以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式1）を建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。

2 受注者は、建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m³以上の場合、再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式2）をCOBRISにより作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。

3 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更についての土壌汚染対策法等の手続きの確認並びに搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法及び土砂条例の許可地等であるかなどを確認を行い、その確認結果を記載した書面を作成し再生資源利用促進計画の添付資料とする。

4 受注者は、再生資源利用（促進）計画書の内容を発注者に説明しなければならない。また、再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を公衆が見やすい場所に掲げること。

5 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求め、記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認する。なお、発注者から請求があった場合は速やかに受領書を提示すること。

6 受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者に対し受領書を交付する。

7 受注者は、再生資源利用（促進）計画書、実施書及び受領書を工事完了日から5年を経過する日まで保存すること。

（参考）COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ

（<http://www.recycle.jacic.or.jp>）より、利用申請等を行うことができる。

第17条 産業廃棄物管理票等の提出

1 受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分、又は再生）を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にそのE票の確認を受けなければならない。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのB2票の確認を受けなければならない。また、最終処分終了後すみやかにE票の確認を受けなければならない。なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は、監督職員と別途協議するものとする。

第18条 建設副産物対策（建設副産物処理の数量確認）

1 本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジタル写真（電子データ）等を設計数量の確認資料として、監督職員に提出等とするものとする。

特記仕様書

(作業内容)

(1) 建設副産物の処理数量を重さ(「t」)の単位とする場合

- ① 受注者は、建設副産物を現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し(運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。)、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(各積載重量別車両毎に1工程以上(以下「代表写真」という。))
- ② 受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。
- ③ 受注者は、監督職員に①の電子データを提出し、②の記録を提示する。

(2) 建設副産物の処理数量を体積(「m³」)の単位とする場合次の1)から3)のうち、いずれかの方法により確定する。

1) コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態または、建設発生木材(伐採木を含む)を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し(運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。)、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。
(代表写真)

2) 前記「(1)建設副産物の処理数量を重さ(「t」)により確認する場合」により重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。

- | | |
|---------------------------------------|-----------------------------------|
| ・コンクリート塊(鉄筋) 2.5 (t/m ³) | ・アスファルト塊 2.35 (t/m ³) |
| ・コンクリート塊(無筋) 2.35 (t/m ³) | ・掘削土(土砂) 1.8 (t/m ³) |
| ・掘削土(軟岩) 2.2 (t/m ³) | ・掘削土(硬岩) 2.5 (t/m ³) |

3) 地山状態または、建設発生木材(伐採木を含む)を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に下により確認する。

- ① 受注者は、建設副産物を現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する(運搬を他者に委託する場合はマニフェスト交付番号も記載する。)(全車写真)
- ② 受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。(全車写真)

③ また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(全車写真)

④ 受注者は、監督職員に②③の電子データを提出する。

(3) 受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合

- ① 受注者は、建設副産物を現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する(運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。)(全車写真)
- ② 受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。(全車写真)
- ③ また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(全車写真)

(4) 建設副産物(建設発生木材(伐採木を含む))を木材市場等に搬出する場合

- ① 受注者は、木材を現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。
(木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。)
- ② 受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(代表写真)
- ③ 受注者は、監督職員に②の電子データを提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

注：紙納品の場合は電子データでなくてもよい。

第19条 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等

- 1 監督職員の立会を要する工種については、施工計画書提出時に、立会時期・頻度等を定めるものとする。

第20条 工事完成図書の記録方法

- 1 本工事における工事完成図書の記録方法(電子納品か紙納品)については、施工計画打ち合わせ等の際に協議を行うものとする。
- 2 電子納品運用に関するガイドラインについては、高知県ホームページの技術管理課のページを参照すること。

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/>)

第21条 電子納品で提出されたデジタル写真

- 1 電子納品により引渡しを受けた工事完成図書のデジタル写真については、無断編集

特記仕様書

等についての調査を行うことがある。

なお、調査した結果、無断編集の疑いのあるものについては、検査及び引渡し後であっても書面による事実確認を行うものとする。

第22条 デジタル工事写真の黒板情報電子化

1 デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の1から4の全てを実施することとする。

(1) 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)2撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事で使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

(2) デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、前項1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、高知県建設工事技術管理要綱第9条(写真管理)2撮影基準による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

(3) 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事で工事写真の取扱いは、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)及び高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版（工事編）の表 2-1電子納

品に関連する要領・基準に定めるデジタル写真管理情報基準に準ずるが、前項2に示す黒板情報の電子的記入については、高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版（工事編）の5-3.デジタル写真の編集で規定されている写真編集には該当しない。

(4) 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項2に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。納品時、受注者はURL(<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第23条 施工管理

1 品質管理は「高知県工事技術管理要綱 品質管理基準」により実施し、その他の試験区分に係る試験項目は必要に応じて試験を行うものとする。

第24条 排出ガス対策型建設機械

1 本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号 最終改正平成22年3月18日付国総施第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（国土交通省告示第348号、平成18年3月17日）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明等により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。また、請負金額（税込）が5,000万円以下の工事については、未対策型建設機械を所有しており、新たな出費を強いられる等の理由がある場合は、施工計画打ち合わせ時に監督職員

特記仕様書

と協議し、止むを得ないと判断された場合は、未対策型建設機械を使用することができるものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、電子納品の際に施工状況写真に格納すること。

機 種

- ・バックホウ
- ・トラクタショベル（車輪式）
- ・ブルドーザ
- ・発動発電機（可搬式）
- ・空気圧縮機（可搬式）
- ・油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）
- ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
- ・ホイールクレーン（ラフテレーンクレーンを含む）

※対象はディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

第25条 交通誘導警備員の配置

- 1 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させてはならない。

ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでない。

- 2 交通誘導警備員Aが必要な交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上配置することとする。

なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同資料を提出することとする。

- 3 交通誘導警備員Aが必要でない交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である

必要はない。

また、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、別に定める手続きにより、警備業者の警備員によらず建設作業員等の他職種の者を交通誘導員として従事させることができることとする。なおその際、受注者は、交通誘導に関する安全教育を建設作業員等に行なったうえ、交通誘導員として専任させること。

- 4 交通誘導警備員の人手不足により、施工箇所周辺の警備業者からの配置が困難であり、やむなく現場までの通勤が長時間となる場合において、その費用の設計計上を希望する場合は、建設工事請負契約書第18条（契約変更）に基づき、「移動距離及び移動時間が確認できる資料」及び契約予定の警備業者より施工箇所に近い、全ての警備業者（営業所等含む）の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を付して確認請求を行うこと。

ただし、対象となる警備業者の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」が提出できない場合は、設計変更の対象としないものとする。

- 5 交通誘導警備員の高齢化、就業者不足等により、交通誘導警備員の確保が困難な場合において、交通誘導警備員の代替えとして映像解析AI等による交通誘導システム（以下、交通誘導システム等）の使用を可能とする。

交通誘導システムの使用を希望する場合は、建設工事請負契約書第18条（契約変更）に基づき、複数社から徴収した「交通誘導警備員の配置に関する確認書」及び交通誘導システム等の見積書を付して協議を行うこと。

第26条 設計図書の変更

- 1 設計変更等については、建設工事請負契約書第18条から第20条及び第22条から第25条並びに高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-14から1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約における設計変更ガイドライン(令和2年4月(高知県土木部))」によることとする。

第27条 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第28条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

- 1 本工事は熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事である。実施にあたっては下記のホームページを参照すること。

高知県土木部技術管理課ホームページ

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/>)

第29条 監理技術者等

- 1 本工事において、建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者（以下、

特記仕様書

「専任特例2号による監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(12)の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 兼務する工事が社会機能の維持に不可欠な工事(維持委託業務等を含む。)でないこと。(例:24時間体制で応急処置作業や巡回パトロール等が必要な工事等)
 - (2) 低入札価格調査制度の調査対象工事でないこと。
 - (3) 同一の専任特例2号による監理技術者が配置できる工事の数は、同時に2件までであること。
 - (4) 専任特例2号による監理技術者が兼務できる工事は、専任特例2号による監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、工事現場の相互の距離が10km程度以内の近接した場所であること。
 - (5) 専任特例2号による監理技術者が兼務できる工事は、四万十町発注工事以外(公共工事に限る。)でも可能とする。
 - (6) 専任特例2号による監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
 - (7) 専任特例2号による監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
 - (9) 監理技術者補佐は、主任技術者の要件を満たしている者のうち、1級施工管理技士補を有する者又は1級施工管理技士等により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (10) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的(3ヶ月以上)な雇用関係にあること。
 - (11) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - (12) 兼務する工事の発注者に本工事との兼務について承諾を得ること。
- 2 本工事の監理技術者が専任特例2号による監理技術者として兼務することとなる場合、「建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて」(令和5年3月14日付け4高土政第1343号土木部長通知最終改正:令和7年1月23日付け6高土政第1196号)に規定する別記様式1、別記様式2及び1の(1)～(12)の事項について確認できる書類を「現場代理人・技術者届」に添付し、提出すること。
- 3 本工事において、専任特例2号による監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う

場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

第31条 工期

- 1 工期には、実働日数、雨天日、準備期間、後片付け期間及びその他作業不能日が含まれる。

また、工期に猛暑日を含むと想定される工事には、猛暑日日数7日が工期に含まれている。なお、実際の猛暑日日数が7日から大きく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

(港湾工事及び港湾海岸工事を除く)

※猛暑日とは、8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数(休日を除く)とする。WBGT値は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている観測データによる。

第32条 現場環境改善費

- 1 土木部が発注する土木工事標準積算基準書に基づき積算する工事において、現場環境の改善を図るため、熱中症対策・防寒対策を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に協議を行うこと。

なお、協議により認められた費用については、設計変更の対象とする。

第33条 週休2日制工事の実施について(受注者希望型)

- 1 本工事は、週休2日制工事実施要領における「週休2日制工事」(月単位)の対象工事である。詳細については、下記ホームページに掲載する同要領を参照すること。

高知県土木部土木政策課ホームページ

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/170201/>)

なお、発注時において労務費等は未補正であり、現場閉所の達成状況が週休2日制工事に変更となった場合は、該当補正分を増額して契約変更を行うものとする。

第34条 四万十川条例の適用

- 1 高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例(以下、「四万十川条例」という。)第32条に基づく「高知県四万十川流域環境配慮指針」の趣旨に添った事業を実施すること。

ただし、維持・修繕事業は同指針の対象から除外する。

- 2 現場事務所、資材置場、土取場、残土置場など任意の仮設に関する行為を、四万十川条例第11条に規定する重点地域内で実施する場合は、「重点地域における許可制度の手引き」の許可の基準(生態系と景観の保全)を満たすこと。

また、その他の行為については、同手引きに沿った事業に努めること。

特記仕様書

第35条 基礎地盤の確認

1 基礎コンクリートの施工にあたり、受注者は底面地盤の土質や支持力等について確認するとともに、必要に応じ適切な方法で試験を行い、確認のための資料を整備及び保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。

注意事項：工事において、その工事を実施する前に土質試験等の試験を実施する場合には、技術管理費（積上げ）を計上するとともに特記仕様書に記載してください。また、技術管理要綱で必須項目でない項目を行う場合には、特記仕様書の試験区分「その他」への記載が抜からないようしてください。

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費					
道路維持・修繕					
道路維持					
舗装工					
舗装工					
舗装工	式	1			明細表 第1号
直接工事費計					
諸経費等	式	1			
工事価格					
消費税等相当額					

